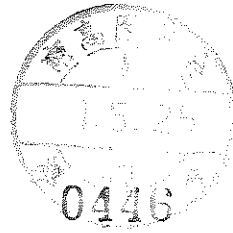


各郡市医師会長 殿



長崎県医師会長
森崎 正幸

元号の変更に伴うレセプト等の請求の取扱いについて

標記について、支払基金から別紙のとおり通知がありました。

つきましては、主な内容は次のとおりでありますので、貴会におかれましてもご了知下さるようお願いいたします。

本件は、支払基金から県下保険医療機関宛に直送されています。

1 レセプトの請求に係る事項

(1) 紙レセプトによる請求

診療報酬請求書及び診療報酬明細書に旧元号が記載されている場合も、当分の間、新元号に読み替える。

(2) 電子レセプトによる請求

年号区分コード「5：令和」を使用する。やむを得ず「4：平成」で記録された場合も、当分の間、「5：令和」として処理する。

2 再審査等請求に係る事項

(1) 紙による再審査等請求

旧元号が記載されている場合も、当分の間、新元号に読み替える。

(2) オンラインによる再審査等請求

年号区分コード「5：令和」を使用する。やむを得ず「4：平成」で記録された場合も、当分の間、「5：令和」として処理する。

また、新元号対応の「医療機関再審査等請求ファイル作成ツール」を「オンライン請求システム」の「マニュアル」に搭載したので、ダウンロードの上、利用頂きたい。

3 出産育児一時金等の代理申請・受取請求に係る事項

(1) 紙による請求

「出産育児一時金等代理申請・受取請求書（専用請求書）集計票」及び「出産育児一時金等代理申請・受取請求書」（以下「専用請求書」という。）に、旧元号が記載されている場合も、当分の間、新元号に読み替えて取り扱う。

(2) 電子媒体による請求

年号区分コード「5：令和」を使用する。やむを得ず「4：平成」で記録された場合も、当分の間、「5：令和」として処理する。

「出産育児一時金等代理申請・受取請求書送付書」に、旧元号による記載がされている場合も、当分の間、新元号に読み替える。

(3) 出産育児一時金請求用ソフトのアップデート

前(2)に伴い、新元号対応の出産育児一時金請求用ソフト(以下「請求用ソフト」という。)を支払基金ホームページにリリースした。

請求用ソフト利用の保険医療機関は、新元号に対応した専用請求書を作成するため、請求用ソフトのアップデートが必要となる。支払基金ホームページ(アドレスは支払基金通知に掲載)の「出産育児一時金請求用ソフト」をご確認いただき、最新バージョンへアップデートの上、利用頂きたい。